

引当金の一考察
～企業会計における未解決事項～

**A Consideration for reserve account on balance sheet ; The unsettled
issue of the financial accounting research**

鈴木愛一郎
Aiichiro SUZUKI

I. はじめに

会計情報の意義は期間損益ならびに分配可能利益の確定にある。この要請は企業の営む事業の形態が歴史的な変遷を経てきたことと無縁ではない。すなわち、武力による富の収奪を国家的な目的としていた時代にあっては、現代流の市場は存在し得えず、事業は支配階級による単発的・冒険的ベンチャーであった。だが、産業革命を経て生産性が飛躍的に高まると余剰の富がさまざまな形の財に姿を変え、自由(フリー)、公正(フェア)を旗印とする洗練された市場で取引されるようになった。同時に営利企業の資金需要を担う投資家の投下資金の回収・分配という要求に応え得る会計情報が市場を支える情報インフラとして重要な意味を持つに至ったのである。冒険的事業時代の出資者は支配者であったが、彼らの最大の関心事とは、一回限りの冒険的事業が終了した段階でいくら分け前が手に入るのか、その基礎となる財産目録的な情報、つまり最終的な価値である。

一方、近代の企業観によれば、市場を通じて社会に散在する遊休資本をより効率的な資金運用主体へと配分させ、経済発展を先導する無数の投資家の関心はもっぱら配当であり、株価である。そのため、いつ終わるとも知れない冒険的事業と違い、一旦株価、配当の基礎となる期間損益の確定を行う必要性が生じたのである。これが、いわゆる静態論から動態論への移行の事情である。動態論における貸借対照表とは損益計算書の連結環、つまり期間損益を確定させるために生じた未解消項目の収容所に過ぎないという見方を採用する。¹

だが、オールドエコノミー(製造業中心の経済)の終焉とインターネットを基軸とする新たなビジネスモデルが経済の駆動エンジンと化し、あらゆるモノのコモディティ化、価値の源泉のモノから情報への移行、金融のグローバル化と投機化、投資回収期間の超高速化等の特徴とするニューエコノミーへの移行により、会計情報もまた期間損益の確定という製造業時代の要請からインターネット時代の金融経済化により、再び時価評価の要請、すなわち静態論的な思考への揺れ戻しが起きているのである。²

¹ 染谷(染谷恭次郎(1988)、「現代財務会計」、中央経済社)は引当金を会計期間というものを損益計算上必須な擬人化した人格としてとらえた上で、先の会計期間から後の会計期間に「借り」を引き継ぐ意味があると述べている。

² あくまで「的」であり、静態論は近代的な企業にかかわる継続企業的前提を含意していないのでこの指摘は当たらない。資産負債アプローチ、収益費用アプローチ

ここで動態論者が決算時すなわち会計期間の終了時点で未解決項目と呼ぶ債権債務項目ならびに時の経過にもとづく見越・繰延の経理処理、いわゆる実現主義、発生主義と呼ばれる処理基準に起因する勘定科目だけでは処理しきれない点で問題視されてきた科目、すなわち引当金が問題となる。時期または金額が「不確実」な負債³と定義されながら、その設定要件として「現時点で債務（法的又は推定的）であり、その金額についての合理的な見積りが可能であること」といった内容的に矛盾した要件を課すなどの混乱がわが国に近代的会計が導入されて以来継続している。これはつまるところ、企業活動の成果たる収益とそれを獲得するための努力たる費用とを同じ期間内に収納しようという会計上の要請でもある正確な対応関係の構築が困難または不可能であるという点に起因する問題でもある。

これまで会計上、税務上の計上基準といった実務指針⁴はしばしば変更されてきたが、そもそもそうした指針のベースとなるべき定義はどのようなものなのか。周知の通り、わが国では今もって明文化はされた定義が存在しないのが実情だ。（先述の「定義」は国際会計基準によるものである）⁵その意味で引当金の問題は古くて新しい問題である。

本稿ではこうした問題の所在、現状を概観した上で、近代会計学の祖とされるシュマーレンバッハの「動的貸借対照論」に記載された引当金にかんする記述の有する先進性の意義を認め、この問題にかんする筆者なりの検討を行うことを目的とする。

II. 引当金の源流としての"reserve"

前述のようにわが国においては引当金にかんする明文化された定義すら存在しない。本章ではこれまで引当金にかんしてどのような議論が存在したのか、以下簡単に概観しよう。

引当金という概念はいつ頃からわが国に導入されたのだろうか。熊谷⁶によれば明治期にはすでに「積立金」をめぐり「損失補填と利益留保の場合を混同すべからず」という議論があったという。このうち前者についてはこれらの差異を明確化すべく大正期には「準備金とすべし」という議論になったとされる。しかし、それに先立つ明治後期の商法改正ですでに「準備金」という用語がいわゆる債権者保護を目的

という用語がしばしばこうした議論では用いられるが、いずれも期間損益の確定を目指したものという観点から動態論の議論に含まれる議論とされる。ここでは収益費用アプローチから資産負債アプローチへの近接と表現すべきであるが、本稿ではかつての取得原価主義の軛から解放された会計が時価会計による資産評価を行い、その結果が期間損益に影響を与えるまでに至った状況を静態論「的」と表現した。

³ IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」参照。

⁴ もっとも代表的なものとして、企業会計原則注解・注 18（以下注解 18）を参照されたい。

⁵ 企業会計基準委員会の発行する「引当金に関する論点の整理」（平成 21 年 9 月 8 日）の論点 6 に以下の記載がある。「・・・注解 18 で引当金計上の要件が以下のように定められ、引当金に該当する項目が例示列挙されているが、定義と範囲について明確には定められていない・・・」

⁶ 熊谷重勝(1993)、「引当金会計の史的展開」（同文館）

とする配当後の強制積み立ての意味で使用されており、混乱をまねく状況が発生していた。そこで、昭和初期には一定の条件下ならば未発生であっても費用とされる「引当金」なるものが登場した、とされる。言い換えれば、用いられている用語は現代と異なるものの、明治期にはすでに概念としての引当金が登場していたことになる。

引当金の議論とはつまるところ、当期において何らかの理由に基づき借方に費用を発生させることに伴って、その相手勘定として貸方に生じる科目を考える議論である。

貸方科目である以上、まず取り上げるのは、それを「負債」とするのか「純資産」とするのかという点であろう。これについて「単に、将来生じるかもしれない偶発損失に備える引当金は、純粋な引当金とは言い難い。けだし、この種の引当金の設定額あるいは繰入額は、費用として計上する根拠が乏しいからである」(江村⁷)とあるように、わが国では利益留保型の引当金はほんらい的な引当金ではないと判断され、昭和 56 年の商法改正によってその存在がいちおう否定された感がある。この理由として、期間損益の恣意的な操作の余地を封じる意図があったと考えられる。会計公準における継続企業の前提および実務上の指針となる会計基準に基づきそこから派生的に生じる期間損益ならびに財産状態の確定というある種の堅牢な情報体系を攪乱する行為であるとみなされた可能性はある。この点、アメリカにおいても reserve という科目が使用に際して混乱を生んでいたことをうかがわせる記述が見られる。

・ ・ もともと、reserve という用語は会計学においていろいろな意味において用いられてきた。減価償却累計額、貸倒引当金さらに利益留保である。米国公認会計士協会は 1941 年時点で既に reserve という用語の使用は利益留保に限定すべきとの声明を出している。この声明を踏襲することは、会計学上、最も解釈上の混乱の多い reserve という用語の概念の整理に有益であろう ・ ・ ⁸

しかし、この説明では reserve なるものが、ほんらいの引当金と意味合いが違うのにもかかわらず用語の類似性から誤用され、混乱を生んできた、という見解である可能性がある。以下の太田⁹の記述は上記のアメリカにおける見解とは異なるもので、ここから実は歴史的には reserve なるものこそが引当金の源流にあるものではないのかという推測も成り立つ。

・ ・ 引当勘定は、固有の目的に対してのみ利用されるもので、資本主の自由処分を許さないものである。したがって、純然たる外部負債ではないとしても負債に準ずる勘定として取り扱うべきである。

⁷ 江村稔(2003)、「会計学辞典」、同文館

⁸ Kieso,D、Weygandt,J.(1980)、「Intermediate Accounting」、J.Wiley&Sons、引用部筆者訳、ルビは筆者による

⁹ 太田(1963)、「新稿会計学」、千倉書房

と論じてはいる。だが、一方で帰属先としての純資産の部、いわゆる **reserve** と呼ばれてきたものを引当金の議論から排除したわけではないことが以下の記述からもうかがえる。

・・しかるにこの勘定は従来準備金¹⁰とも呼ばれ、しばしば資本勘定に属する利益剰余金、すなわち積立金と同一視された。けだし引当勘定には特定の債権者のないものが多く、したがって、事業を解散するとすればそれだけ純財産を増加するものとなるから資本勘定に属するものであると考えられた。・・積立金と引当金の両者が極めて類似する性質を有し混同される理由もあるのである。・・

ここで積立金と引当金の類似性とは総利益からの流出ではない点を指すのであろうが、以下の記述は引当金の本質に迫るものとして着目すべきものである。

・・いずれも不特定の資産の留保を意味するものである。しかも両者はともにその年度の総利益の一部であって引当金と認めるか、積立金となすかの区別は、単にいずれも損失とし、いずれを利益処分とするかの区別に過ぎないのである。・・

つまり、引当金とはその帰属先があくまで損失であり、積立金が純益であるという差異はあるものの、両者とも総利益¹¹に由来する点において同じであるが、留意すべき点はその直前に記された「いずれも不特定の資産の留保である」という部分である。引当金の本質が将来の不可知な損失への準備であることを考えれば、**reserve** という用語の意味も理解されよう。ここに一方で「留保」、一方で積立金と違い（利益ではなく）「損失・費用」の性質を有するという引当金の特異性を見ることができるのである。

昭和 56 年の旧商法改正以前は、原則は負債としての計上しか許さない現在とは異なり¹²、純資産として（つまり利益留保性の）引当金の設定を行うことが許容さ

¹⁰ 既述箇所、大正期に利益留保性の積立金を損失補填のそれと区分し、準備金とせよと論じたのは他ならぬ太田である。

¹¹ 営業利益と営業外利益を合算したものを指すと考えられる。

¹² 日本公認会計士協会（平成 23 年）による「監査・保証実務委員会報告第 42 号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」の改正について」には以下のような記述がある。「・・（昭和 56 年に）旧商法第 287 条ノ 2 が改正され、原則として利益留保性の引当金が排除される一方で・・財務諸表等規則第 67 条及び会社計算規則第 53 条においては、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができると規定されており、本来負債ではなく、利益留保の性格を有する特別法上の引当金又は準備金については、純資産の部に計上することを容認する旨の規定であると解釈されている・・」

れていたことを意味する。

引当勘定の本質が将来の損失に備えるという部分にあるとすれば、現在ではわずかに非営利法人が（利益剰余金由来の内部留保ではなく）実際に資産の部になんらかの価値の蓄積を行う「引当」という現在の企業会計では認められていない会計慣行に残るのみであるが、むしろ、こうした部分にこそ事の本質が端的に表れているともいえるのではないか。¹³

すなわち、上述の太田の議論や非営利法人の会計慣習などに見られる、利益留保性の引当金こそが引当金の本質部分であり、現在の状況は、むしろ本来のものとは乖離したものではないのかという推測が、熊谷¹⁴の示す引当金にかんする歴史的な経緯からもうかがえるのである。

この点をさらに歴史的に遡及して考えるならば、熊谷によれば、引当金が必要とされた背景には 19 世紀イギリスに顕著に見られるという。すなわち、先述のように会計の発展が急激な経済発展と同期して静態論から動態論へと移行するに及び、分配可能額の確保と資本維持の要請が相対する要請として機能するようになった。また、莫大なエネルギー資源と土地、大きな人口、巨大消費市場を保有するアメリカの急激な経済発展の影響からイギリスの凋落が顕著となるに至り、イギリス側の多くの企業で複式簿記に基づく損益計算の枠外で、静かにしかし急激に進行する資本的減損を認識せざるを得ない状況が発生していたことは想像に難くない。かかる状況を複式簿記の枠外で何とか辻褃を合わせようとした結果としての引当金ではなかったのではないかということである。

Ⅲ. 貧困なる引当金の議論

わが国における引当金の議論の流れは、その本質にかんするものとはおおよそ乖離したものであった。その原因のひとつに考えられるのは、引当金が発生主義会計の枠組みの下で期間費用として扱うことの困難性、あえて言えば不可能ともいふべき試みを継続してきた点にある。

すなわち、既述のように、企業会計の目的は当期純利益、分配可能額の確定にある。期間損益の確定はその目的達成のために発達した簿記技術に基づくが、引当金はこの手続によって把握できない点に問題があることは既述の通りである。それは何らの確定した事実の発生（役務の提供の受領、その対価としての債務）を認めることがなくともその存在を認識させるものであるからである。

この狐につままれたような状況に対して、わが国の会計学はこれまでどのような対応を取ってきたのであろうか。

¹³ ただし、公益事業主に課されている「準備金」も同様の性質を有するものと解される（注 20 参照）。事例として、以下の電力会社の事例があげられる。日本経済新聞（2014 年 3 月 27 日に「北海道電力、渇水準備の引当金 190 億円取り崩し」との見出しで、同者が利益から留保してきた「渇水準備引当金」を 14 年 3 月期が 3 期連続の赤字となる見通しであることを受け、「原発停止に伴う業績悪化の影響を緩和するため」として取り崩すことが報道された。

¹⁴ 既出、熊谷勝重(1993)、「引当金会計の史的展開」、同文館

平井¹⁵は戦後から昭和にわたり何度か繰り返された企業会計原則における引当金にかんする規定の修正について、「当時の引当金会計論の主流は、引当金とは何かを論ずるよりも、もっぱら引当金を評価性引当金と負債性引当金とに分類することに腐心していた」とした上で、昭和 49 年以前の引当金の議論の状況を以下のように論じている。

当時「本来の性質を持つ引当金は、これを負債性引当金に求める」となった理由は「財務諸表規則が負債性引当金について規定した文言が「引当金とは・・・」となっているから、引当金と言えば負債性引当金に限定されると説明していたのである」という俄には信じ難いような逸話を披瀝している。平井自身はこの理由として「負債の部に記載される引当金に負債性と言う冠がつけられていたのであろう。決して負債としての性質を持つゆえに負債性と言うのではない」と述べている。

さらに今度は、その状況が昭和 56 年の商法の改正によって成立しなくなると「特定の支出に備えるための引当金のみならず、特定の損失に備えるための引当金をも認めるのであるから、会計上の負債性引当金よりも広い範囲の引当金を含んでいる」という「広義説」なるものが出回り始めたというのである。¹⁷

つまり、「昭和 49 年当時の主流的引当金会計論は引当金とは何かということについては全くと言っていいほど論及せず、負債性引当金についてだけ論じていた。これに対して昭和 57 年¹⁸以降の主流的引当金会計論は、今度は負債性引当金には言及せずに引当金とは何かを企業会計原則に求めている」という相変わらず本質的な議論が欠落していた状況を指摘した上で、平井は以下のような厳しい言葉でこれを指弾している。「多くの論者は引当金とはどのようなものであるかについて、自分自身の言葉で表現できず、企業会計原則の文言を借りて表現しており、企業会計原則を修正のたびに引当金の定義を変えてしまっている・・・物の本質が企業会計原則の修正のたびに変わるものであるとするならば、次に企業会計原則を修正になるときには、引当金についての説明は再び変わることになるのであろうか」

確かに多くの会計学辞典や、会計学の専門書とされる書籍の多くの「引当金」にかんする記述を参照すると、引当金には負債性引当金と評価性引当金がある点、特別法にかんするものも含めどのような種類の引当金があるのか、（企業会計原則注解・注 18 に記載された）それらを設定する場合の要件の羅列、といった事項の説明がなされている場合が多い。本質の説明よりも会計基準や税務的な観点からその設定が認められるかどうかという点に重点を置く実務指針に近いものとなっている。こうした状況から察するに、現在に至るも平井の指摘した状況は大きく変わっていないのが実態ではないか。先述の通り¹⁹、法規はしばしば改正されるが、いまもって引当金という勘定にかんする明確な定義・基準は存在しない。にもかかわらず、

¹⁵ 平井克彦（1991）、「引当金会計論」、白桃書房

¹⁶ 負債性引当金という文言が削除されたことを指す。

¹⁷ 少しでも引当金の設定余地を拡大したかった当時の経団連の意向によるものである点も記されている。

¹⁸ 前年の商法改正を受け、引当金にかんする企業会計原則も改正された。

¹⁹ 注 4 参照。

各企業がそれぞれの裁量で引当金を設定している状況なのである。²⁰その背景には、本質的な議論を欠いたまま「期間損益を恣意的に歪めることは経営者の利益操作、株価操縦につながりかねない」「過大な費用計上、利益留保の容認は課税逃れの便法になりかねない」といった性悪説的議論だけが先行してしまい、その結果、本質的議論の余地が萎縮してしまっている点は否めないだろう。

これまでの引当金議論の概観を踏まえ、改めて引当金の本質を簡単に振り返るならば、期間損益確定という発生主義の枠組みに収容することが困難な将来の損失または利益の留保であり、どこを探しても法的な意味での負債としての性質のものは見当たらない。そもそも負債であれば、負債として処理すれば済むことで、わざわざ引当金などという勘定を検討する必然性はどこにもない。

この点、必ずしも引当金のあり方として肯定的にとらえているわけではないが、法的債務としての負債性を否定し、さらにいわゆる *reserve* 的な要素を含んでいる点を指摘する数少ない論者である前田（1985）²¹の指摘を以下引用しておく。

「引当金は他の負債と全く同一のものと見ることには無理があり、その負債性はまさに負債性と言わざるを得ないように思われる。引当金がしばしば暫定負債と言われるのはそのためである。この点は、見積もり計算による引当金の計上において、保守主義思考の介入が不可避であり、利益性要素が引当金の中に入る余地を持ち、一見引当金が将来の発生の可能性の低い偶発債務、偶発損失に備えるための準備金ないし利益性引当金と明確に区別されているように見えながら、実はその区別が困難な面を有していること、および引当金が蓋然性の高い領域へと拡大して行く傾向が近年見られること、を考えるとときいっそう指摘されなければならないであろう。・・・」

ここで、前田は蓋然性という設定上のいわばセーフガードのようなものが失われれば、利益性要素すなわち利益操作といった危険につながりかねない点を指摘しているものと思われるが、その点を認識しつつも同時に引当金を扱うことが回避できない以上、現実にはそうした危険から財務報告の健全性を完全に隔離することが困難である点を指摘しているといえる。

では改めて、なぜ会計は引当金なるものを導入しなければならなかったのか。再度、この疑問を探る手掛かりとして次章ではシュマーレンバッハの見解を検討することとする。

²⁰ 平成 25 年 6 月 24 日付で日本公認会計士協会が公表した会計制度委員会研究資料第 3 号「我が国の引当金に関する研究資料」において以下のような記述を見出すことができる。「・・・我が国の会計基準設定主体である ASBJ は、平成 21 年 9 月 8 日に「引当金に関する論点の整理」を公表している・・・平成 19 年 8 月の国際会計基準審議会との「東京合意」により会計基準のコンバージェンスに向けた取組みを進めることが示されているが、現在、引当金に関する検討は進んでいない・・・現在、相当程度幅のある実務が行われていることも踏まえ、将来的に引当金の会計基準の整備が進められることを期待する・・・」

²¹ 前田貞芳（1985）、「財務会計論 第 6 章「負債会計」」（中央経済社）

IV. シュマーレンバッハにみる引当金の見解

シュマーレンバッハ²²は19世紀後半から20世紀初頭のドイツの会計学者であり、「動的貸借対照表論」(1919)²³によって損益計算書をベースとする動態論を完成させ、近代会計学の祖とされる。この動きの背景であるが、金子²⁴にはこの背景にはそれまで支配的だった財産目録的な貸借対照表にもとづく「静的」な会計観が、当時発生していたインフレによって成立し得なくなった状況が記されているが、この会計史的な視点については本稿の趣旨とずれるので立ち入らない。

以下、「動的貸借対照評論」においてシュマーレンバッハが行っている引当金にかんする論及を簡単に考察してゆく。

シュマーレンバッハは引当金の議論を始めるに際して、企業そのものの活動が流動的資本をいったん固定化させ再び流動的資本に戻るというリスクを孕んだ運動を繰り返す存在として位置付ける。企業が存立し得るのは好機がそうしたリスクを上回っているからであり、それゆえに企業の譲渡にはその部分を反映した「のれん」が支払われると論じた上で、一方で仮にリスクがあったからといってそれを貸借対照表上に表示することは会計の成果計算上は許されないとしている。ここから、ほんらいであれば「のれん」を借記し、それと対比的にリスクを引当金の形で貸記する考え方もあるが、同じく成果計算上の実務にあっては許容できない処理だろうとしている。まだ実態として形をなしていない段階でそれを計上することは期間損益確定の厳粛な仕組み、ルールに違反するからである。しかし、引当金の本質を「のれん」と対比させるとした発想は実務的には許されないとしても、その本質を端的に突いたものとして特筆すべきものがある。実態としてまだ生起していないという意味で、すなわち「のれん」は良い期待であり、「引当金」は悪い期待なのである。その期待段階で会計処理をすることはできないと論じているのだ。

シュマーレンバッハはかかるリスクの存在は貸借対照表のような期間の成果計算を目的とする会計情報ではなく、いわゆる企業価値評価、現在流に言えば将来キャッシュフローの割引現在価値によって評価されるべきものと述べている。その上で、会計上の引当金を設定する局面を企業全体に及ぶリスクとしてではなく、部分的、特殊なリスクに限定すべきとし、さらに問題はそれが実際に起きるかどうかわよりも、特殊リスクの原因、発生時期が重要とした。

以上のシュマーレンバッハの論及を検討すると前半部分すなわち、引当金の「のれん」と対比させて考えている部分と、後半部分すなわち、会計処理上の手続きに関する問題点の指摘に分かれていることに気づく。前半で(引当金を)「のれん」と対比させている²⁵ということは引当金が対象とするリスクは、後半部分において個別的、特殊のものに限るとしながらも、(のれんがそうであるように)企業全体、事

²² Johann Wilhelm Eugen Schmalenbach (1873~1955)

²³ シュマーレンバッハ著・土岐政蔵訳(1959)、「十二版・動的貸借対照評論」、森山書店、(原題) "Grundlagen dynamischer Bilanzlehre"(1919)

²⁴ 金子善行(2015)、「ドイツ会計学説における成果計算論に関する研究：二十世紀前半における Schmalenbach の後継を中心として」、一橋大学機関リポジトリ

²⁵ (借) のれん (貸) 引当金という仕訳を想定している。

業全体にかかるものであると解釈するのが自然であろう。もともと引当金は漠然とした企業または事業全体のリスクに由来するものであったはずであり、それが先述のテーマである会計が引当金なるものを導入することとなった事由でもあるはずなのだが、期間損益確定という近代会計の要請に引きつけられて（対象となるリスクは）「個別的でなければならない」などのさまざまな限定条件がついてしまった。その結果、引当金の本質を論及しようとするほどますますその本質から遠ざかるという矛盾を引き起こしているとも解せる。引当金の議論の困難性としてしばしば指摘されるその測定²⁶の困難性の一因は、こうした点にあるのかも知れない。

²⁶ 会計制度委員会研究資料第3号(2013)、「我が国の引当金に関する研究資料」(日本公認会計士協会)の中にある付録「我が国の会計基準とIAS37の比較」という部分に引当金の測定について以下の記載がある。「注解18では、将来の特定の費用又は損失かが合理的に見積もることかができる場合における当期の負担に属する金額を、当期の費用又は損失として引当金に繰入れることかが求められているかが、具体的な測定方法は示されていない。また、現在価値への割引かが求められるのかも明らかではない」